

募集相談員の設置について（通達）

昭和53年6月1日

陸幕募第72号

改正 平成元年2月10日陸幕法第25号 平成6年5月24日陸幕募第59号
平成18年7月28日陸幕人計第355号 平成18年12月25日陸幕募援第130号
平成21年2月3日陸幕法第10号 平成31年4月19日陸幕法第133号

各方面総監 殿

陸上幕僚長

（例規 23）

募集相談員の設置について（通達）

標記について、別添によるほか、細部については、下記により実施されたい。

記

1 委嘱

（1）選定基準の細部

各地方協力本部における募集相談員の選定の基準数は、当分の間別紙第1のとおりとし、これが充実化を図るものとする。

（2）既に委嘱している募集相談員の委嘱期間については、各地方協力本部の実情に応じ、無理を生じない方法により、別添に定める基準期間（2箇年）に移行するものとする。

（3）委嘱に当たっては、別紙第2に示す様式の委嘱状及び自衛官募集相談員標札を募集相談員に対し交付するものとする。

（4）募集相談員に期待することは、飽くまで個人の立場での募集協力であり、募集相談員制度が名目的なもの、あるいは政治的活動の場等とならないよう留意するものとする。

2 記録・報告

（1）地方協力本部長は、募集相談員の委嘱及び募集協力の状況把握のため、募集相談員台帳（様式別紙第3）を作成する。

（2）方面総監は、翌年度4月25日までに募集相談員の活動状況（様式別紙第4）1部を報告するものとする。

添付書類：別紙第1～別紙第4

防人2第2021号（53.4.27）

人2第2022号（53.4.27）

配布区分：自衛隊各地方協力本部長

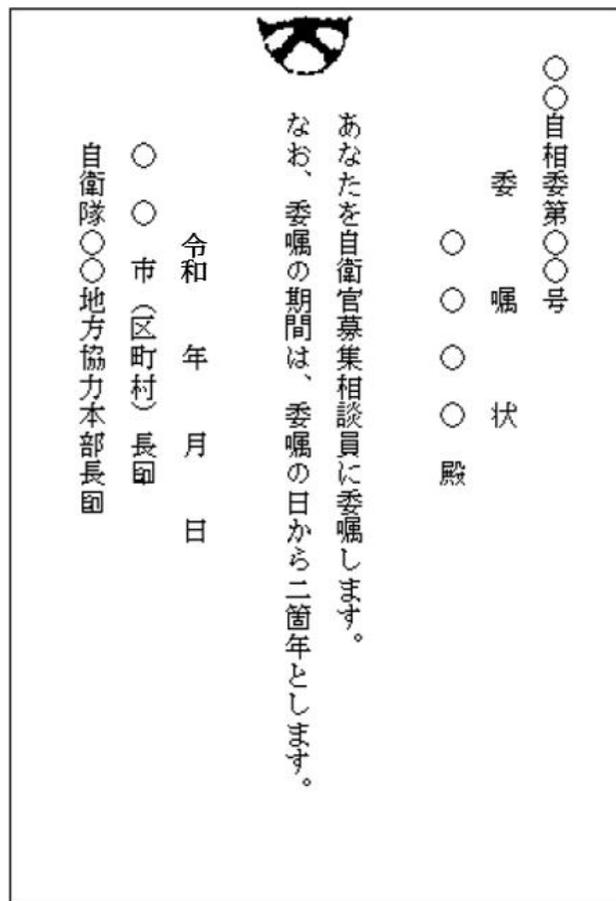
募集相談員基準数

		基準数	備考
北 部 方 面 隊	札 幌	330	
	函 館	120	
	旭 川	230	
	帯 広	220	
	小 計	900	
東 北 方 面 隊	青 森	250	
	岩 手	260	
	宮 城	200	
	秋 田	160	
	山 形	180	
	福 島	260	
	小 計	1,310	
東 部 方 面 隊	茨 城	190	
	栃 木	170	
	群 馬	180	
	埼 玉	280	
	千 葉	270	
	東 京	550	
	神 奈 川	270	
	新 潟	340	
	山 梨	110	
	長 野	200	
	静 岡	260	
	小 計	2,820	
中 部 方 面 隊	富 山	90	
	石 川	110	
	福 井	90	
	岐 阜	200	
	愛 知	310	

		基準数	備考
中部方面隊	三重	190	
	滋賀	80	
	京都	160	
	大阪	350	
	兵庫	310	
	奈良	90	
	和歌山	160	
	鳥取	60	
	島根	130	
	岡山	190	
	広島	220	
	山口	200	
	徳島	100	
	香川	80	
	愛媛	180	
高知	170		
小計	3,470		
西部方面隊	福岡	300	
	佐賀	100	
	長崎	220	
	大分	160	
	熊本	220	
	宮崎	150	
	鹿児島	320	
	沖縄	150	
小計	1,620		
合計	10,120		

自衛官募集相談員委嘱状等の様式

1 委嘱状



○○自相委第○○号

委 嘱 状

○○ 殿

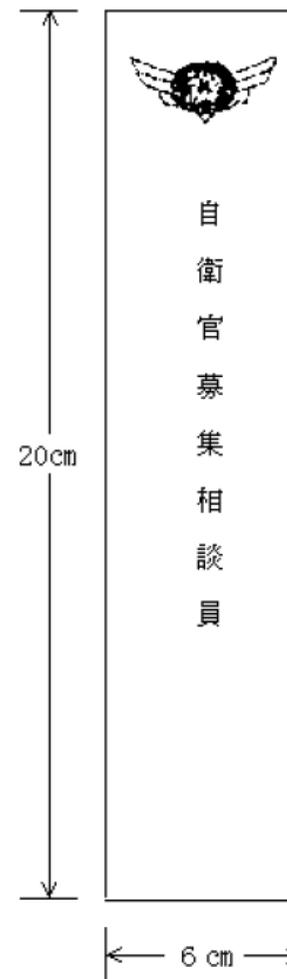
あなたを自衛官募集相談員に委嘱します。
なお、委嘱の期間は、委嘱の日から二箇年とします。

令和 年 月 日

○○市(区町村)長 印

自衛隊○○地方協力本部長 印

2 標 札



自衛官募集相談員

20cm

6cm

募 集 相 談 員 台 帳

〇〇地方協力本部

一連 番号	氏 名 (生年月日)	住 所	電 話	契 印	委 嘱 期 間	活 動 記 録				備 考
				発行年月日		年 月 日	内 容	年 月 日	内 容	
1	〇 〇 〇 〇 (大14. 7. 1)	〒〇〇〇—〇〇 〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇番地	〇〇〇— 〇〇〇〇	 53. 3. 20	53. 4. 1) 55. 3. 31 (2年)	53. 4. 10	一般情報一件 (山田太郎)			

規格：A列4番

募集相談員の活動状況

令和〇〇年度

〇〇地方協力本部

項目		区分		連名委嘱数	市町村長委嘱数	地本長委嘱数	合計	摘要
募集相談員数				名	名	名	名	
活動状況	ポスター等掲示							
	情報提供	総件数						
		受験者数						
		入隊者数						
	入隊勧誘	勧誘総数						勧誘した対象者の人員数
		勧誘延回数						勧誘のための訪問の延回数
		入隊者数						勧誘による入隊者数

規格：A列4番

陸上幕僚長殿

事務次官

募集相談員の設置について（通達）

組織募集体制については、昭和41年「組織募集推進要領」を制定して以来、逐年その整備充実に努めてきているところであるが、特に募集相談員は、自衛官等の募集はもとより防衛基盤の育成にも貢献しており、その役割は極めて重要である。

しかしながら、現在、募集相談員の委嘱方式、委嘱基準、依頼内容等が地域により区々となっており、運営等の面で形骸化し、又は支障を生じている点も見受けられる。

このため、今後の募集相談員の役割の一層の充実を図り、安定した入隊者の確保と募集基盤の育成を図るために、今回、全国的なレベルでの募集相談員の設置基準を下記のとおり定めたので、遺漏のないよう実施されたい。

記

1 協力依頼の内容

募集相談員に対しては当該個人の好意に基づいて、志願者に関する情報の提供、地方協力本部の行う募集のための一般的及び個別的広報に対する援助を依頼するものとする。

2 委嘱

(1) 委嘱者

募集相談員は、地方協力本部長があらかじめ市区町村長と調製の上、両者の連名で委嘱することとする。ただし、連名により委嘱することが困難な場合又は適当でない場合には、市区町村長又は地方協力本部長のいずれかの職名で委嘱するものとする。

(2) 選定基準

イ 募集相談員は、防衛問題及び自衛隊に関心を持ち、かつ、地域の事情に精通した信望のある者で特に熱意のある募集協力を期待し得る個人を選定するよう配意するものとし、いたずらに形式的なものに流れることのないよう留意するものとする。

ロ 募集相談員の人員については、一つの地域に偏重することを避けるため原則として公立中学校の学区を基準区域とし、その区域ごとに1人の割合で選定するものとする。

ハ 任期

委嘱の日から2箇年を基準とする。ただし、再委嘱は、妨げない。

3 会議等

地方協力本部長は、募集相談員に対する協力依頼及び募集状況等の説明のため、必要の都度会議等を実施し、常に密接な関係を保つように努めることとする。

4 その他

募集相談員に関し必要な細部事項は、陸上幕僚長が定めるものとする。

募集事務主管部長殿

防衛庁人事教育局長

組織募集の推進について

緑映える候 貴職におかれましては 御健勝のことと存じ上げます

自衛官の募集につきましては 都道府県及び市町村の御理解の下に組織募集を推進して参っているところお蔭をもちまして所期の成果を得られていることはひとえに皆様方の御協力の賜であり ここに厚く御礼申し上げる次第です。

昭和41年に組織募集推進要領（人2第207号41,5,26）を定め御依頼申し上げました募集相談員につきましては 何分にも長年に亘り実施されてきたため委嘱方式 委嘱基準等が地域によって区々となって形骸化しております

今後 募集基盤の一層の充実を図る上において この制度を更に一層充実することが極めて有効であることにかんがみ 防衛庁ではこの度全国的なレベルでの募集相談員のある程度の設置基準を定め部内に通達（別添）したところですが 貴職におかれましてもこの趣旨を御了承の上管下市町村長に対しまして御連絡いただき 組織募集推進のため今後とも一層の御配慮を賜りたくお願い申し上げます

なお、その具体的運用に関しましては、募集事務を担当しておられます部課長各位に対し、近く自衛隊地方連絡部長より御説明かたがた御依頼申し上げますことに相成ると存じますのでよろしくお願いいたします。